

柔道整復師(接骨院・整骨院) にかかられている方へ

平成25年より初検者、または初検から6ヶ月以上経過している方に対して「柔道整復師・鍼灸師の正しいかかり方」のパンフレットの送付を行っております。

さらに平成26年より1ヶ月の申請ごとに施術費用の高い方から50名を抽出し、「柔道整復師の施術を受けた方へ」という名称のアンケートを送付させていただき、回答にご協力をいただいております。

その中で、長期にわたって施術を受けている方や多部位での施術を受けている方が見受けられます。

柔道整復師は“医師”ではありませんので、“治療”行為はできないこととなっています。

したがって、**症状が長期にわたる場合(目安は3ヶ月～6ヶ月程)、または多部位にわたる場合は内科的要因も考えられることから**一度医療機関に受診していただき、医師の同意を得て「はり・きゅう」、「あんま・マッサージ」に移行していただきますようお願いいたします(保険適用)。

また、健康保険適用範囲の誤解があることから誤った受診も生じております。

保険証が使用できる場合と使用できない場合は以下のとおりとなりますので、ご承知いただき、医療費の適正化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

▶接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは、打撲やねんざなど外傷性のケガに限られています

健康保険 使える

- 打撲
- ねんざ
- 挫傷
(肉ばなれ等)
- 脱臼・骨折※



※緊急時以外は医師の同意が必要です。

▶マッサージ代替りの利用や病気による症状などの場合、健康保険は使えません
▶施術を受けた場合の料金は全額自己負担となります

健康保険使えない

- 日常生活による単純な疲労や肩こり・腰痛
- 病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)による痛みやしびれ
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 加齢による体の不具合(ケガによるものではない)
- 労災保険の対象となる仕事・通勤途中のケガ
- 脳疾患後遺症等の慢性病



接骨院・整骨院にかかるときの注意点

●ケガの原因を正しく伝える

仕事中のケガなどの場合は労働災害に該当し、健康保険は使えません。

交通事故など第三者の行為によるケガの場合は、必ず国保組合へ届け出てください。

●医療機関(病院・診療所等)との重複受診について

同じケガで同時期に接骨院・整骨院と医療機関の両方で健康保険を使った治療を受けることはできません。

●領収書は必ず受け取る

領収書・明細書は必ず受け取って保管し、施術内容を控えておくようにしましょう。

後日、国保組合より医療費のお知らせをお送りしますので、金額や内容に間違いがないか確認してください。

●書類の内容を確認してから署名

「療養費支給申請書」にサインするときには施術内容や金額などを必ず確認し、白紙の申請書にサインするなどしないでください。

内容をよく確認



ご注意：被保険者証の不正使用、又は貸し借りは詐欺行為となり法律(刑法第246条)で罰せられることもありますので、ご注意ください。